最終更新日:2018年6月27日
株式会社ダイセル
代表取締役社長　札場　操
問合せ先:事業支援センターIR広報グループ　TEL:03-6711-8121
証券コード:4202
https://www.daicel.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社にとってコーポレート・ガバナンスの強化は、企業価値の向上を実現し、上場企業としての社会的使命と責任を果たすための重要な経営課題として認識しております。
各機関の役割分担を明確化することで機動性を確保し、迅速な決定と執行を行える経営体制を実現するとともに、外部からの意見も積極的に取り入れ、企業運営に活かし、経営の透明性・公正性向上を図ることにより、会社経営の健全性の維持に努めていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2018年6月の改訂前のコードに基づき記載しております。

【補充原則4-4-1】
当社は、監査役5名のうち3名を社外監査役として選任し、3名全員を独立役員として届け出ており、また、常勤の監査役を2名選任しております。
常勤の監査役は、経営会議、企画会議、事業戦略会議、リスク管理委員会等社内の重要な諸会議に出席し、業務執行等に対する監査を行っております。
また、各監査役と各取締役とは必要に応じて情報交換、意見交換を行っておりますが、今後、さらに監査役と社外取締役との連携を確保するための体制の整備を進めて行く予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

すべての原則について、2018年6月の改訂前のコードに基づき記載しております。

【原則1-4】
当社は、営業取引関係の強化、金融機関との安定取引の維持および業務上の協力関係の維持・強化等の観点から、当社および当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合に、株式の政策保有を行います。
保有の状況、狙いおよび合理性については定期的に検証を行い、取締役会への報告を実施いたします。
政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、当社および当社グループの利益に資することを前提として、投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するよう議決権を行使いたします。

【原則1-7】
当社は、関連当事者間の取引について把握すべく、取締役、監査役および執行役員ならびにその近親者と当社グループとの間の取引の有無、さらに、取締役、監査役および執行役員ならびにその近親者が議決権の過半数を実質的に保有する会社と当社グループとの間の取引の有無について毎年定期的にアンケート調査を実施しております。該当する関連当事者間取引については、取引の金額が多額であるか、非定例取引であるか等、取引の重要性やその性質に応じ、経営会議で確認しております。
また、当社は、取締役との利益相反取引については、取締役会での審議・決議(半期に一度、取締役会での決議および事後報告)を要することとしています。

【原則3-1】
(1)当社は、当社の基本理念、長期ビジョン、中期経営計画の概要等を、当社ウェブサイトに掲載しております。
(2)当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を、当社ウェブサイトに掲載し、コーポレートガバナンス報告書Ⅰの1および有価証券報告書に記載しておりますので、そちらをご参照ください。
(3)取締役および監査役の報酬を決定する際の方針と手続については、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書Ⅱの1【取締役報酬関係】および株主総会招集通知に記載しておりますので、そちらをご参照ください。
(4)当社は、経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名について、社外取締役ならびに取締役会長および代表取締役で構成され、社外取締役が過半数をしめる「役員人事・報酬委員会」(委員長:社外取締役)による答申を踏まえて、決定しております。執行役員の選任については、一定の対象者の中から、その評価・業績等を踏まえ、選定しております。取締役候補者の指名に当たっては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性を勘案しつつ、当社の規模等を踏まえ、最終的に取締役会で決定しております。監査役候補者の指名については、当社取締役による職務の執行の監査を的確・公正かつ効率的に遂行することができる知識・経験・能力を勘案しつつ、当社の規模等を踏まえ、監査役会による同意を得て、決定しております。
(5)取締役候補者および監査役候補者の個々の指名・選任の理由については、株主総会招集通知にて記載しておりますので、そちらをご参照ください。なお、社外取締役候補者および社外監査役候補者の個々の指名・選任の理由については、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書Ⅱの1【取締役関係】および【監査役関係】にも記載しております。

【補充原則4-1-1】
取締役会は、法令、定款および取締役会規程において定められた重要な事項を意思決定しており、それ以外の事項の意思決定およびその執行については、業務執行レベルの意思決定機関である経営会議および執行役員に委任しています。また、経営会議における意思決定の結果や経営会議、企画会議および事業戦略会議等の重要会議の内容や執行役員の業務を含む業務執行状況について取締役会に報告しており、取締役会は、この報告等を通じて経営会議および執行役員による意思決定および業務執行を監督します。

【原則4-9】

社外取締役および社外監査役の当社からの独立性に関する基準につきましては、「社外役員の独立性に関する基準」を制定し、株主総会招集通知、有価証券報告書およびコーポレートガバナンス報告書IIの1【独立役員関係】、当社ウェブサイト等に公表していますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-1】
取締役会は、取締役としての能力・識見を有し、かつ、多様な知識・経験・専門性等を有する取締役で構成する方針です。また、取締役会は、取締役会において十分かつ適切な議論を尽くしつつ、迅速かつ効率的に意思決定を行うことができる規模を維持するものとし、現時点では、10名以内が適切な員数であると考えております。
また、取締役候補者の指名については、社外取締役ならびに取締役会長および代表取締役で構成され、社外取締役が過半数をしめる「役員人事・報酬委員会」(委員長:社外取締役)による答申を踏まえて、決定しております。

【補充原則4-11-2】
社外取締役および社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知を通じ、毎年開示を行っておりますので、そちらをご参照ください。

【補充原則4-11-3】
当社は、取締役会の実効性の維持・向上のため、毎年1回、取締役および監査役による自己評価等の方法により、取締役会の実効性について、分析、評価を行っております。
具体的には、取締役会の構成、審議・決議・報告等の内容、取締役会の運営方法等について、取締役および監査役に対する個別の調査を実施しております。この結果に基づき分析、評価を行い、取締役会が実効的に機能していることを確認しております。また、取締役および監査役からの意見などを踏まえ、経営戦略に関する議論、経営判断や監督に必要な情報および専門用語の平易化などについてさらに充実させることにより、今後取締役会がより実効的なものとなるよう適宜改善を図ることとしております。

【補充原則4-14-2】
取締役および監査役は、それぞれ職責や業務上必要な知識の習得や適切な更新等のために、外部セミナー、研修等を各自受講しており、その際の費用については、当社が負担しております。
当社は、新任取締役・新任監査役(社外役員を除く)については、外部セミナーを受講することとしており、取締役・監査役・執行役員その他幹部社員等(社外役員を除く)を対象としたコンプライアンス研修会を毎年実施し、また取締役会における事業等の紹介活動や社外取締役・社外監査役に対する工場見学の実施など、当社グループについての理解を深めるための施策を実施しております。

【原則5-1】
当社は、事業支援センター長をIR担当執行役員とするとともに、事業支援センターIR広報グループをIR担当部署としております。株主や投資家に対しては、決算説明会を毎四半期開催しております。そのうち、本決算および中間期決算においては、社長やIR担当執行役員が株主や投資家に説明をしております。
また、当社の株主構成に鑑み、海外投資家との対話にも努めており、証券会社主催による海外投資家向けカンファレンスへの参加などを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	22,612,800	6.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	17,747,300	5.23
日本生命保険相互会社	17,402,214	5.13
トヨタ自動車株式会社	15,000,000	4.42
全国共済農業協同組合連合会	7,779,300	2.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	7,692,200	2.27
株式会社三井住友銀行	7,096,176	2.09
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,503,097	1.91
富士フイルムホールディングス株式会社	5,769,440	1.70
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	5,446,536	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

「大株主の状況」は2018年3月31日現在のものであり、株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で、株式会社三菱UFJ銀行に商号変更されております。

2016年9月26日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、日本生命保険相互会社と他2社が2016年9月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年3月末日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。
(大量保有報告書に関する変更報告書の内容)
日本生命保険相互会社　18,095千株　5.17%
ニッセイアセットマネジメント株式会社　2,361千株　0.67%

三井生命保険株式会社	2,594千株	0.74%
計	23,052千株	6.59%

2016年8月29日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの共同保有者計4社が2016年8月22日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2018年3月末日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で、株式会社三菱UFJ銀行に商号変更されております。
（大量保有報告書に関する変更報告書の内容）

株式会社三菱東京UFJ銀行	6,503千株	1.86%
三菱UFJ信託銀行株式会社	11,474千株	3.28%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社　他1社	4,044千株	1.15%
計	22,021千株	6.29%

2017年12月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社と他10社が2017年11月30日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2018年3月末日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。
（大量保有報告書に関する変更報告書の内容）

ブラックロック・ジャパン株式会社	4,880千株	1.39%
ブラック・ロック・アドバイザーズ・エルエルシー	2,134千株	0.61%
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	4,179千株	1.19%
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ．	6,004千株	1.72%
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド　他6社	4,730千株	1.36%
計	21,927千株	6.27%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
近藤 忠夫	他の会社の出身者								△			
野木森 雅郁	他の会社の出身者								△			
岡本 圀衛	他の会社の出身者								○			
北山　禎介	他の会社の出身者					△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
近藤 忠夫	○	同氏は、2012年6月まで、株式会社日本触媒の業務執行者でありました。同社は、当社の製品販売先および原材料購入先であります。	同氏は、化学品の製造・販売を行う企業の経営で培われた経営者としての見識・経験等に基づき、取締役会における重要な意思決定等に際し、主にM&Aの方針や他社との協業に関する経営戦略などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、監督機能を十分に果たしております。また、「独立役員関係」に記載の、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。 これらのことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
野木森 雅郁	○		

		同氏は、2016年6月まで、アステラス製薬株式会社の業務執行者でありました。同社は、当社の製品販売先であります。	同氏は、医薬品の製造・販売を行う企業の経営で培われた経営者としての見識・経験等に基づき、取締役会における重要な意思決定等に際し、主に資本構成の方針や新規事業に関する経営戦略などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、監督機能を十分に果たしております。また、「独立役員関係」に記載の、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。 これらのことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
岡本 圀衞	○	同氏は、2018年3月まで、日本生命保険相互会社の業務執行者でありました。同社は、当社の借入先であり、当社と保険契約があります。	同氏は、金融機関の経営で培われた経営者としての見識・経験等に基づき、取締役会における重要な意思決定等に際し、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、監督機能を十分に果たすことが期待されております。また、「独立役員関係」に記載の、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。 これらのことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
北山　禎介	○	同氏は、2005年6月まで、当社の主要取引銀行である株式会社三井住友銀行の業務執行者であり、また、2011年3月まで、同行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの業務執行者でありました。	同氏は、金融機関の経営で培われた経営者としての見識・経験等に基づき、取締役会における重要な意思決定等に際し、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、監督機能を十分に果たすことが期待されております。また、「独立役員関係」に記載の、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。 これらのことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員人事・報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員人事・報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社外取締役

補足説明 更新

「役員人事・報酬委員会」は、取締役、執行役員等の人事および報酬について、取締役会議長または監査役会議長の諮問を受けて答申する機関として設置しております。
2018年6月22日現在の委員構成は以下のとおりであります。
委員長　社外取締役　野木森 雅郁
委員　　社外取締役　近藤 忠夫
委員　　社外取締役　岡本 圀衞
委員　　社外取締役　北山 禎介
委員　　代表取締役　札場　操
委員　　代表取締役　福田 眞澄

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、内部監査部門および会計監査人から定期的に報告を受けるだけでなく、必要の都度情報交換、意見交換を行うなど、相互に連携して監査を遂行しております。

＜会計監査人との連携状況＞
監査役は会計監査人との連携を強めるため、年11回程度会合を持ち、監査計画を相互に交換しているほかに、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保する体制（会社計算規則第131条）を整備している状況について説明を受け、四半期レビューを含めた監査実施状況中間報告、年度決算後の監査実施状況報告、内部統制監査状況報告を受けております。監査役は監査役監査の状況について会計監査人に説明しております。
会計監査人が実施する内部統制に関するヒアリング内容の聴取を行っております。
会計監査人の監査報酬決定に監査役が同意をしております。また、会計監査人の再任の決定をしております。
なお、監査役市田龍氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

＜監査室との連携状況＞
監査役は、内部監査の状況、特に、財務報告に係る内部統制の整備と評価の状況に関し、概ね2ヶ月毎に監査室よりヒアリングを行っております。

＜品質監査室との連携状況＞
監査役は、当社グループの品質確保について、品質監査室より年3回ヒアリングを行っております。

＜企業倫理室との連携状況＞
監査役は、企業倫理室との定期会合を年3回行っている他、企業倫理に関するトップマネジメントレビューおよび企業倫理役員研修に参画しております。

＜レスポンシブル・ケア室との連携状況＞
監査役は、レスポンシブル・ケア室の活動状況を年2回ヒアリングしているほか、当社グループのレスポンシブル・ケアに関する理念・方針の浸透や活動のレベル向上を目的として毎年実施している「ダイセルグループ レスポンシブル・ケア推進大会」に参加しております。

なお社外監査役は、各内部監査部門（監査室、品質監査室、企業倫理室、レスポンシブル・ケア室）との連携状況に記載されている内容を、主に監査役会を通じて監査役から報告を受け、必要に応じて意見を述べております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高野 利雄	弁護士													
市田 龍	公認会計士													
水尾 順一	学者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高野 利雄	○	―――	同氏は、法律家としての高度な専門的知識・見識および企業法務にかかわって培われた経験等に基づき、取締役会における重要な意思決定等に際し、また監査方針の策定をはじめとする監査役会における決議や協議にあたり、主に弁護士としての専門的な観点から内部通報制度の運用状況等に関する質問および妥当性に関する確認や、新規事業の進捗状況およびリスク対応などについても公平および公正な見地で積極的に発言を行い、監査機能を十分に果たしております。また、「独立役員関係」に記載の、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。 これらのことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
市田 龍	○	―――	同氏は、公認会計士および税理士としての高度な専門的知識・見識および経験等に基づき、取締役会における重要な意思決定等に際し、また監査方針の策定をはじめとする監査役会における決議や協議にあたり、主に公認会計士および税理士としての専門的な観点から内部通報制度の運用状況等に関する質問および妥当性に関する確認や、設備投資の状況およびリスク対応などについても公平および公正な見地で積極的に発言を行い、監査機能を十分に果たしております。また、「独立役員関係」に記載の、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。 これらのことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
水尾 順一	○	―――	同氏は、CSR、コーポレートガバナンスおよび経営倫理などの研究を行う学識経験者としての高度の専門的知識・経験に基づき、取締役会における重要な意思決定等に際し、また監査方針の策定をはじめとする監査役会における決議や協議にあたり、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、監督機能を十分に果たすことが期待されております。また、「独立役員関係」に記載の、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。 これらのことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7 名

その他独立役員に関する事項

当社の「社外役員の独立性に関する基準」は以下のとおりであります。

当社において、「社外取締役または社外監査役（以下あわせて「社外役員」という）が独立性を有する」とは、「当該社外役員が、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した存在であること」をいうものとする。

1. 当社および当社のグループ企業（以下「当社グループ」という）の業務執行者等（※1）ならびにその近親者等（※2）
2. 当社グループを主要な取引先とする者（※3）またはその業務執行者等
3. 当社グループの主要な取引先（※4）またはその業務執行者等
4. 当社の大株主（※5）またはその業務執行者等
5. 当社グループから一定額以上の寄付または助成を受けている組織（※6）の理事その他の業務執行者等
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（※7）（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者および過去3年間において所属していた者をいう）

※1:「業務執行者等」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員および使用人等の業務を執行する者ならびに過去3年間において業務を執行していた者をいう。
※2:「近親者等」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員および部門長等の重要な業務を執行する者の2親等内の親族をいう。
※3:「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する会社をいう。以下同じ）であって、過去3事業年度のいずれかにおける当社グループと当該取引先グループとの取引

額が、当該取引先グループの連結売上高の2%を超える者をいう。
※4:「当社グループの主要な取引先」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
(1)当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、過去3事業年度のいずれかの当社グループと当該取引先グループとの取引額が、当社グループの連結売上高の2%超える者
(2)当社グループが借入れをしている金融機関グループ(直接の借入先が属する連結グループに属する会社をいう)であって、過去3事業年度いずれかの当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が、当社グループの連結総資産の2%を超える者
※5:「大株主」とは、当社の総株主等の議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
※6:「当社グループから一定額以上の寄付または助成を受けている組織」とは、過去3事業年度いずれかにおいて年間10百万円を超える寄付または助成を受けている、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の組織をいう。
※7:「当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家」とは、役員報酬以外に過去3事業年度いずれかにおいて、10百万円を超える財産を得ている者、または当社グループからその団体の連結売上高または総収入額の2%を超える財産を得ている団体に所属する者をいう。

なお、当社は、独立役員の資格を充たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

2018年7月より、短期インセンティブとなる業績連動賞与を導入し、取締役会が定める業績指標の達成度等に応じて賞与を支給することとしております。
また、2018年7月より、株主とのより一層の価値共有を図るとともに、中長期的な企業価値向上に対する貢献意欲を従来以上に引き出すことを目的として、取締役(社外取締役を除く)、執行役員(取締役兼務を除く)および役員待遇理事に対し、中長期インセンティブとなる譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。この株式報酬制度の詳細につきましては、有価証券届出書にて開示しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

———

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2017年度にかかる、当社の取締役および監査役に対する報酬等の額は以下のとおりであります。
役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

取締役(社外取締役を除く)	4名	233百万円(うち 月額報酬分 190百万円、賞与分 43百万円)
監査役(社外監査役を除く)	2名	57百万円(うち 月額報酬分 47百万円、賞与分 10百万円)
社外取締役	4名	38百万円(月額報酬分のみ)
社外監査役	3名	30百万円(月額報酬分のみ)

(注)1 取締役の報酬額は、2018年6月22日開催の第152回定時株主総会において年額500百万円以内(うち社外取締役分は年額60百万円以内)と決議いただいております。
2 監査役の報酬額は、2018年6月22日開催の第152回定時株主総会において年額120百万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 報酬等についての考え方
(1)取締役および監査役の報酬等は、株主総会においてご承認いただいた報酬等の総額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定します。
(2)取締役および監査役の報酬等は、月額報酬と賞与により構成することとし、会社業績との連動性を確保し、職責を反映した報酬体系とします。
2018年7月以降は、取締役の報酬等は、月額報酬、賞与および株式報酬により構成することとし、会社業績との連動性を確保し、職責を反映した報酬体系とします。また、監査役の報酬等は、月額報酬により構成することとし、職責を反映した報酬体系とします。
(3)報酬等については、諮問機関である役員人事・報酬委員会および取締役会において意見交換を行う機会を設け、透明性・公平性を確保します。
(4)社外取締役および社外監査役に賞与の支給は行いません。
2018年7月以降は、社外取締役および監査役に対しては、賞与および株式報酬の支給は行いません。

2. 月額報酬の算定方法
取締役および監査役の月額報酬は、原則として、取締役については職務および業務執行上の役位、監査役については常勤であるか否かを踏まえて決定される内規に従い、定額を支給しております。なお、月額報酬に関しては、業績、中長期経営計画の達成度および社会情勢等を反映させ、適宜、適正な水準に見直しを実施しております。
3. 賞与の算定方法
取締役および監査役の賞与は、単年度の業績、中長期経営計画の達成度および社会情勢等を勘案し、支給の都度、決定しております。
2018年7月以降は、取締役の賞与は、株主とのより一層の価値共有を図るとともに、業績向上に対する貢献意欲を従来以上に引き出すことを目的として、業績との連動性を高め、取締役会で定める業績指標の達成度等に応じて支給することといたします。
4. 株式報酬について
2018年7月以降、取締役の株式報酬としては、株主とのより一層の価値共有を図るとともに、中長期的な企業価値向上に対する貢献意欲を従来以上に引き出すことを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。なお、2018年6月22日開催の第152回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬として、取締役に対して年額100百万円以内の金銭報酬債権を支給することの決議をいただいております。
5. 役員・人事報酬委員会
取締役および監査役の報酬等の額の決定に際しては、社外取締役が委員長を務め、また社外取締役がその過半数を占める役員人事・報酬委員会の答申を受け、透明性、妥当性および客観性を担保しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会(監査役も出席)では、有価証券報告書に記載している全ての会議体の議事の要旨を、社外役員に毎回説明しております。
特に重要な意思決定案件については、事前に担当役員が社外役員に案件の内容を説明し、取締役会で的確な判断を行ってもらえるよう情報提供に努めております。
社外取締役、社外監査役が取締役会を欠席した場合は、当該取締役会の議事録を送付しているほか、重要な案件については後日役員が説明しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
小川 大介	相談役	①顧客との取引関係の維持等の対外的活動 ②当社事業に関する知見と経験に基づく助言	非常勤 報酬有	2014/06/20	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	1名

その他の事項 更新

相談役は取締役会をはじめ一切の会議体に出席しておりません。また、経営上のいかなる意思決定および業務執行にも関与しておりません。
相談役の任命およびその報酬につきましては、社外取締役が過半数を占め、委員長を社外取締役が務める役員人事・報酬委員会の答申を得たうえで、取締役会において決定しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役設置会社であります。取締役については、複数の社外取締役を選任しており、その見識を踏まえた意見や指摘を受けることで取締役会における経営判断の適切性と監督機能を強化しております。また、執行役員制を導入しており、意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を明確にし、業務執行体制の強化を通じて、企業経営のさらなる活性化を図っております。加えて、カンパニー制を導入し、生産・販売・研究の一体運営の徹底や、コーポレート部門の生産性向上と戦略機能の強化などを推し進めております。

現状の体制における会社の機関の概要は次のとおりであります。

取締役会
取締役会は、社外取締役4名を含めた8名で構成されております。原則として月1回開催し、当社取締役会規程に基づいて、経営に関する重要事項について意思決定を行うとともに、職務執行および業務執行を監督しております。
当社における社外取締役の役割は、各人の見識・経験等に基づく経営に対する助言および監督機能であり、社外取締役4名全員が独立役員であります。また、社外取締役4名全員との間に責任限定契約を締結しております。
なお、株主による取締役の信任の機会を増やすことにより取締役の経営責任を明確化して、コーポレート・ガバナンスのさらなる向上を図るため、取締役の任期を1年としております。

監査役
監査役の員数は5名で、内3名が社外監査役であります。各監査役が取締役会に出席するだけでなく、常勤の監査役は経営会議、企画会議、事業戦略会議、リスク管理委員会等社内の重要な諸会議にも出席し、業務執行等に対する監査を行っております。
また、監査役全員で監査役会を組織しており、監査に関する重要な事項について報告、協議、決議を行っております。
監査役は、内部監査部門および会計監査人から定期的に報告を受けるだけでなく、必要の都度情報交換、意見交換を行うなど、相互に連携して監査を遂行しております。具体的な連携状況につきましては、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」に記載のとおりであります。
社外監査役3名全員が独立役員であります。また、社外監査役3名全員との間に責任限定契約を締結しております。
なお、監査役監査を支える体制として、業務執行部門から独立した組織として監査役室を設置し、専任の室員を確保しております。

役員人事・報酬委員会
「指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無」に記載のとおり「役員人事・報酬委員会」を設置しております。

経営諮問委員会
グループ戦略の策定やそれに基づく事業の再構築等、会社の重要案件を審議し、社長執行役員に答申する機関として「経営諮問委員会」を設置しております。経営諮問委員会は、社長執行役員、取締役（社外取締役を除く）および社長執行役員が指名する執行役員をもって構成されており、必要の都度、随時開催しております。

執行役員
意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を明確にし、業務執行体制の強化を通じて、企業経営のさらなる活性化を図るため、執行役員制を導入しております。現在、執行役員は25名（内4名が取締役を兼務）で、各執行役員は、カンパニー担当役員、カンパニー長、サイト長、コーポレート部門長、グループ企業社長等として、当社グループの業務執行にあたっております。

経営会議
社長執行役員が取締役会の決定する会社経営の基本方針を執行するにあたり協議、決定する機関として「経営会議」を設置しております。経営会議は、社長執行役員、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）および社長執行役員が指名する執行役員をもって構成されており、原則として月2回開催しております。

企画会議
業務執行部門の重要な企画案件に関し、経営陣を中心とした構成員が審議する機関として「企画会議」を設置しており、原則として月2回開催しております。

事業戦略会議
部門、グループ企業および新規事業創出に係る課題、問題点に関し、経営陣を中心とした構成員が審議する場として「事業戦略会議」を設置しており、原則として月1回以上開催しております。

研究開発会議
研究開発に関し、経営陣を中心とした構成員が研究開発テーマ・要員体制・社外R＆D等の計画を審議する機関として、また研究開発テーマの進捗状況を確認する場として「研究開発会議」を設置しており、原則として年4回開催しております。

カンパニー・サイト長会議
経営陣が、カンパニー長、サイト長および主要なグループ企業の社長から現状や経営上の課題について報告を受け、それぞれの事業および製造現場の状況を把握し、必要に応じて課題に対する支援や問題解決を迅速に行うため「カンパニー・サイト長会議」を設置しており、原則として年2回開催しております。

監査室
内部監査機能として監査室（員数は10名）を設置し、各業務執行部門、グループ企業に対し定期的な内部監査を行っております。

当社が社外取締役および社外監査役との間に締結している責任限定契約の内容は次のとおりであります。

会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社として効率的な意思決定と十分な監督・監査機能が果たせるような仕組みによりコーポレート・ガバナンスの向上を図れるものと考え、現状の体制をとっております。
このような当社の現状は、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」（2009年6月17日公表）において提示された類型のうち「社外取締役の選任と監査役会との連携」に該当すると認識しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年6月22日開催の当社第152回定時株主総会の招集通知を、株主総会当日の22日前である2018年5月31日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社第152回定時株主総会は2018年6月22日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2016年6月17日開催の当社第150回定時株主総会より、インターネットによる議決権行使が可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2016年6月17日開催の当社第150回定時株主総会より、株式会社ICJの運用する「議決権行使プラットフォーム」からの議決権行使が可能となっております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（狭義の招集通知および参考書類）の英訳版を東京証券取引所および当社のウェブサイトに掲載しております。
その他	2016年6月17日開催の当社第150回定時株主総会より、招集通知を発送日前に東京証券取引所および当社のウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示規程に定める当社の情報開示にかかる基本方針「(1)自主的かつ積極的に (2)継続性と一貫性をもって (3)迅速かつ適時に (4)正確かつ有用でわかりやすく (5)公平に 企業情報を開示する」に基づくディスクロージャーポリシーを当社ホームページ（https://www.daicel.com）に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2017年11月6日に代表取締役社長による2018年3月期第2四半期決算説明会を実施、アナリスト・機関投資家等67名にご出席いただきました。 2018年5月11日に代表取締役社長による2018年3月期決算説明会を実施、アナリスト・機関投資家等79名にご出席いただきました。 なお、第1四半期および第3四半期決算については、IR担当部署による電話会議を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報その他の適時開示資料、決算説明会の資料および動画、アニュアルレポート、株主通信、中期計画説明会資料等を当社ホームページ（https://www.daicel.com）に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署として、事業支援センターIR広報グループを設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ダイセルグループ行動方針」及びその考え方を具体化した「ダイセル行動規範」において、ステークホルダーの立場の尊重を規定しております。「ダイセルグループ行動方針」及び「ダイセル行動規範」は、当社ホームページ（https://www.daicel.com）にも掲載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業存続の根幹をなす法令遵守を始めとした企業倫理活動と、化学物質の開発から廃棄に至る全ての過程において自主的に「環境・安全・健康」を確保し、活動の成果を公表し社会との対話・コミュニケーションを行うレスポンシブル・ケア活動を2つの柱とし、「ダイセルグループ行動方針」あるいは「ダイセル行動規範」の実践そのものを、CSR活動と位置づけております。また、CSR活動は、特定の個人や組織のみによる活動ではなく、当社グループで働く全ての者が取り組む活動と考えております。 その活動状況を、多くのステークホルダーにとって「読みやすく」「分かりやすく」「積極的に活動状況を公開」していく方針のもと、アニュアルレポート（2016年度版まではCSR報告書）を発行し

	ております。アニュアルレポートは、当社ホームページ（https://www.daicel.com）にも掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示規程において、当社の情報開示にかかる基本方針として「(1)自主的かつ積極的に (2)継続性と一貫性をもって (3)迅速かつ適時に (4)正確かつ有用でわかりやすく (5)公平に企業情報を開示する」旨規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりであります。

イ. 当社およびグループ企業（以下「ダイセルグループ」という。）の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
a. 当社は、法令遵守はもとより、広く企業に求められる社会規範、倫理観を尊重し、公正で適切な経営を目指し、「ダイセルグループ行動方針」を定め、具体的な行動指針として「ダイセル行動規範」を定めるとともに、グループ企業における具体的な行動指針の策定を推進し、その運用状況について確認する。
b. 当社は、ダイセルグループにおけるコンプライアンスの実践等を推進する組織として、企業倫理室を設置する。
c. 企業倫理室は、企業倫理マネジメント規程に基づき、ダイセルグループの取締役および使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行うとともに、毎年、各部門および各グループ企業の活動計画の作成、結果のフォローを行い、取締役会に報告する。
d. 企業倫理室は、定期的にグループ企業に対してヒアリングを実施し、グループ企業のコンプライアンスに関する状況の把握に努める。
e. ダイセルグループの取締役および使用人は、重大な法令違反等、コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合は、直ちに企業倫理室に報告を行い、その報告に基づき、企業倫理室担当役員が調査を行い、社長と協議の上、必要な措置を講ずる。
f. 当社は、社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、ダイセルグループにおける法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。
g. 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、関連する法令等を遵守し、必要な体制の整備を図る。
h. ダイセルグループは、反社会的勢力に対して毅然たる態度で臨み、一切の関係を持たないことを具体的な行動指針に定め、周知徹底するとともに、関連する情報の収集や蓄積を行い、反社会的勢力排除のための仕組みを整備する。

ロ. 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制
a. 当社は、取締役の職務にかかわる下記の重要文書（電磁的記録を含む）を適切に管理し保存するとともに、閲覧可能な状態を維持する。
・株主総会議事録
・取締役会議事録
・計算書類
・その他職務の執行にかかわる重要な書類
b. 当社は、情報管理に関する諸規程に基づき、種類に応じて情報を適切に管理する。
c. 当社は、文書管理に関する諸規程に基づき、ロ. －a. 記載の文書、その他各種会議体等の議事録、各部門における重要な書類を適切に管理し保存する。

ハ. ダイセルグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a. 当社は、ダイセルグループの企業活動に潜在するリスクに適切に対応できる体制の整備を図るため、リスク管理委員会を設置する。
b. 当社は、ダイセルグループにおけるリスク管理に関する諸規程の制定を推進する。
c. リスク管理委員会は、リスク管理に関する諸規程に基づき、毎年、ダイセルグループのリスク管理の実態についての調査および評価を実施し、経営会議等において報告するとともに、必要に応じて対策を協議する。また、その内容について取締役会に報告する。
d. 当社は、ダイセルグループにおける災害、事故等への対応を諸規程に定める等、危機発生時の報告体制や迅速かつ適切な対応が可能な仕組みの構築、維持および向上を図る。
e. ダイセルグループは、事業継続計画を策定し、災害発生後の事業継続を迅速に進めるように努める。

ニ. ダイセルグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a. 当社は、経営の意思決定および監督機能と会社の業務執行機能の分離を明確にし、業務執行体制の強化を通じて企業経営のさらなる活性化を図るため、執行役員制を導入する。取締役会は、経営に関する重要な事項の意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務執行および業務執行を監督する。
b. 当社は、取締役会の意思決定の妥当性を確保するため、複数の社外取締役を置く。このうち独立性の高い取締役については、いわゆる独立役員として明示する。
c. 取締役会は、取締役候補者の選任、代表取締役、会長および社長の選定ならびに業務執行を行う執行役員の選任および職務分掌等を決定するにあたり、社外取締役を委員長とする役員人事・報酬委員会の答申を受ける。
d. 取締役会は、業務執行を委嘱する執行役員の業務分掌の範囲を定め、取締役は、重要な各部門の業務分掌を定める業務分掌規程に基づき、効率的な業務の執行を監督する。
e. 当社は、ダイセルグループにおける機関等の権限および意思決定手続きの明確化を推進し、職務執行の効率化を図る。
f. 当社は、ダイセルグループの基本理念に基づきグループとして長期的に目指す姿を定め、これを実現するために課題および目標を設定した中期計画を策定のうえ、年度ごとの予算管理を通じて、経営の効率化を図るとともに、その着実な達成に努める。
g. 当社は、組織および職務分掌について適宜その妥当性を確認し、また、全社またはグループ横断的な課題に対してはプロジェクト編成等を行い、業務の執行が効率的に行われるように努める。
h. 当社は、代表取締役を含む業務執行を行う取締役および執行役員等ならびに主要なグループ企業の代表取締役が出席するグループ・カンパニー長会議を定期的に開催し、経営上の課題や重要な情報を共有する。

ホ. ダイセルグループにおける業務の適正を確保するための体制
a. 当社は、グループ全体の実態を把握し、内部統制に関する諸施策を審議する機関として内部統制審議会を設置し、グループ全体の内部統制の有効性の確保に努める。
b. 当社は、グループ経営強化を図るため、グループ企業の重要な意思決定や経営状況の報告に関する手続きおよびグループ企業を管掌する部門を定めたグループ企業経営に関する諸規程を適切に運用する。また、当該諸規程による連絡または報告等に基づき、ダイセルグループの状況やリスクの把握に努める。
c. ダイセルグループは、グループ共通の倫理行動基準として「ダイセルグループ行動方針」を定め、グループ内の倫理意識の高揚を図る。
d. ダイセルグループは、システム基盤の共通化を通じ、情報管理を徹底するとともに、内部統制の有効性の確保を図る。
e. 監査室は、レスポンシブル・ケア室、企業倫理室および品質監査室ならびに監査役および会計監査人と連携し、監査を通じて、ダイセルグループの業務の適正の確保に努める。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
a. 当社は、監査役の職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、監査役が監査役室員の増強を要請した場合、直ちに人選を行う。
b. 当社は、監査役室員の任命、異動、評価、進級等の人事権にかかわる事項の決定について、監査役の事前の承認を受ける。
c. 当社は、監査役室員をして監査役の指揮命令に服させるものとする。

ト. ダイセルグループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a. 代表取締役および業務執行を行う取締役は、取締役会等の重要会議において随時業務執行の状況報告を行い、経営会議等の重要会議における業務執行状況の報告については、当該重要会議に出席する常勤監査役が監査役会に報告する。
b. 代表取締役は、監査役と協議の上、監査役への報告事項を定める等、監査役への報告の体制の整備を図り、取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
c. 代表取締役は、監査役会の定めた年度監査基本計画の提示を受け、監査室との連携をとりながら、各部門、グループ各社の監査が実効的に実施できる体制の整備に努める。
d. 監査室、レスポンシブル・ケア室、企業倫理室および品質監査室は、業務遂行の過程で取得したダイセルグループの状況について、監査役との定期的な会合等を通じて意見の交換や報告を実施する。
e. 当社は、グループ企業経営に関する諸規程に基づくグループ企業からの報告について、監査役が確認できる体制を整備する。
f. 当社は、監査役が職務遂行のために要する費用について監査役の確認のうえ予算を策定し、また、当該費用に関する監査役からの請求に基づき、内容を確認のうえ償還する体制を構築する。
g. 企業倫理室は、社内外に窓口を置く内部通報制度による内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
h. 当社は、監査役への報告に関し、その報告をしたことを理由として当該報告者に不利益が生じないことを確保する。

当社では、上述の内部統制システム構築の基本方針の各項目について、具体的な活動状況の調査および実効性評価を実施しております。この結果を踏まえ、内部統制審議会において当該基本方針の運用状況を確認したうえ、取締役会に報告を行っております。当該基本方針の運用状況の概要は以下のとおりであり、当事業年度の当該基本方針の運用状況が適切であることを確認しております。
（コンプライアンス）
・各部門および各グループ企業での企業倫理年度活動計画書の策定、計画の実施および結果に関する取締役会への報告
・役員および従業員に対する企業倫理研修の実施
・上記以外のコンプライアンスに関する研修の実施
・財務報告にかかる内部統制に関する評価と取締役会への報告
（リスク管理）
・活動報告等による各部門および各グループ企業のリスク管理状況の確認、これらの管理状況およびリスク管理活動全般に関する取締役会への報告
・総合防災対策訓練の実施
・事業継続計画の策定
（職務の執行の効率性）
・取締役会規程に基づく取締役会決議および取締役会への報告の実施
・役員人事および報酬に関する役員人事・報酬委員会への諮問および同委員会による答申の受領
・取締役会の実効性評価の実施
・稟議規程に基づく業務遂行にかかる各種決裁の実施
（当社グループにおける業務の適正性）
・内部統制システム構築の基本方針に関する当社グループの具体的活動状況の調査および当該方針の運用状況の把握
・グループ企業経営に関する諸規程に基づくグループ企業の重要な意思決定への関与および経営状況報告による経営管理
・グループ企業における基幹系システムの整備
（監査役の監査体制および監査の実効性）
・監査役室員の独立性の確認
・代表取締役との会合の実施
・予算管理の実施および必要に応じた当社による経費の負担

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は、以下のとおりであります。

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に定めるとおり、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を「ダイセル行動規範」に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察、業界団体や地域企業と連携して毅然たる態度で臨み、直接であれ間接であれ、一切の関係を持ちません。」と明記し、その周知徹底を図るとともに、関連する情報の収集や蓄積を行い、反社会的勢力排除のための仕組みの整備を進めております。
また、当社は反社会的勢力に対応する専門部署を定め、反社会的勢力からなんらかアプローチがあった場合の対応を行うとともに、警察や弁護士等の外部専門機関や地域企業との連絡を密にして、反社会的勢力からのアプローチ事例およびその対応方法についての情報を蓄積し、取締役・使用人に周知しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社の、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（以下、本方針）の概要は、以下のとおりであります。

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主および投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものであり、特定の者による大規模な株式買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、当社の企業価値および株主共同の利益に資する大規模買付行為を否定するものではありません。
一方、株主の皆様が当社株式に対する大規模な株式買付行為に応じるか否かを適切に判断するためには、大規模な株式買付者から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。
大規模買付者からの情報提供に関しては、金融商品取引法に一定の定めがありますが、公開買付制度の適用がない市場内での買付の場合や公開買付けが開始される前には、大規模買付者は事前の情報提供の必要がなく、公開買付けが開始された後であっても、株主の皆様が継続して保有するか否かを判断するための十分な情報が提供されない可能性も否定できません。また、情報が提供されても、それが公開買付け開始後である場合には、株主の皆様が検討する時間を十分に確保できないことが考えられます。これらのことから、わが国の法制度下にあっては、大規模買付行為に際し、株主の皆様が適切に判断するための十分な情報や検討する時間を確保することは困難と言わざるを得ず、当社は、株主の皆様が当社株式に対する大規模な株式買付行為に応じるか否かを適切に判断できないおそれがあると考えております。
これらを考慮し、当社取締役会は、大規模な株式買付行為に際しては、当社株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模な株式買付行為に関する情報が大規模な株式買付者から事前に提供されるべきであり、また、当社株主の皆様がその情報に基づき、当社株式に対する大規模な株式買付行為に応じるか否かを判断するための十分な検討時間が確保されることが不可欠である、という結論に至りました。
以上の見解に基づき、当社取締役会は、大規模な株式買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社株主共同の利益に合致すると考え、本対応方針において、事前の情報提供に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。
なお、当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は、(1) 大規模買付ルールが遵守されているか否か (2) 対抗措置を発動するか否か (3) その他当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な事項 について判断し、取締役会に勧告するものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者（大規模買付行為（特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とした、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為）を行う者）と条件改善について交渉し、取締役会として代替案を提示することもあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、原則として、対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗します。なお、対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重します。独立委員会が株主意思の確認を勧告した場合には、当該勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動前または発動後に書面投票または株主総会に準じて開催する総会（株主意思確認総会）の開催などにより株主意思の確認を行うことがあります。
大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社は、原則として、対抗措置を発動するか否かについて、書面投票または株主意思確認総会の開催などにより株主意思を確認し、当社取締役会は、株主様の判断に従って、対抗措置を発動するか否かを決定します。ただし、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主の皆様への説得等を行うに留め、大規模買付者の買付提案に応じるか否かを株主様個々の判断に委ねるのが相当と判断する場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が結果として当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値および株主共同の利益意を守ることを目的として、株主意思の確認を行わずに、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することがあります。
この取り組みに関する詳細につきましては、2017年5月10日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」を当社ホームページ（https://www.daicel.com）に掲載しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりであります。

1. 情報開示に対する基本姿勢・方針
当社は、「ダイセルグループ行動方針」において「信頼性のある企業情報を積極的かつ公正に開示する」旨を定めるとともに、それを具体化した「ダイセル行動規範」において「企業情報を適時適切かつ積極的に開示する」「公正妥当と認められる企業会計の基準に従って、正確かつ適正に会計処理し、記録し、保存する」「インサイダー取引を行わない」「社会との積極的なコミュニケーションを図り、企業活動に対する社会の理解促進に努める」旨を定めております。
また、「情報開示規程」において、当社の情報開示に係る基本方針として「(1)自主的かつ積極的に (2)継続性と一貫性をもって (3)迅速かつ適時に (4)正確かつ有用でわかりやすく (5)公平に 企業情報を開示する」旨を規定しております。
「ダイセルグループ行動方針」「ダイセル行動規範」につきましては冊子として全役職員に配布、「情報開示規程」につきましてもイントラネット上に公開し、社内研修等で周知徹底を図っております。

2. 情報開示体制
(1)決算短信等および有価証券報告書等（決算に関する情報）
決算情報につきましては、各部門長およびグループ企業社長から提出された資料に基づいて事業支援センター経理グループと事業支援センターIR広報グループ（以下、IR広報グループ）が共同で計算書類等を作成しております。
決算短信等および有価証券報告書等の作成にあたっては、上記により作成された計算書類等について会計監査人による監査を受けるとともに、その他の事項について監査役からの意見も反映させております。
決算短信等は、代表取締役社長を委員長とし「情報開示規程」に基づき運営される情報開示委員会で情報開示の具体的内容等を決定、取締役会において事業支援センター担当役員が報告し、決議の後、直ちに開示しております。
有価証券報告書等は、情報開示委員会による審議を経て、会計監査人に「経営者確認書」を提出し、会計監査人より監査報告書を受領後、社長決裁の上、提出期限内に提出しております。

⑵決定事実に関する情報
当社の取締役会（あるいは経営会議）およびグループ企業の業務執行機関の決定によって発生する重要事実につきましては、当社「稟議規程」あるいは「グループ企業経営に関する運用規程」に基づき開催される各種会議体で議論される案件が事前に登録されることにより、事前に情報が把握できる仕組みとなっております。各会議体では充分な審議が行なわれた上で、「有価証券上場規程」の適時開示に係る項目（以下、適時開示規則等）により重要事実となるかを事業支援センター担当役員とIR広報グループが確認しております。
重要事実となる可能性があると判断した場合には、情報開示委員会で情報開示の具体的内容・時期・方法等を審議の上、開示を決定しております。
開示が決まった重要事実につきましては、取締役会等の業務執行機関による当該案件の決定後、速やかに開示しております。

⑶発生事実に関する情報
当社およびグループ企業で発生した重要事実となり得る事実につきましては、「リスク発生時対応規程」「PL事故対応規程」「インサイダー取引防止規則」等に基づき、その発生あるいは知得後直ちに当該事実を当社の代表取締役社長、関連する担当役員および部門長、事業支援センター担当役員に報告することとしております。
事業支援センター担当役員とIR広報グループは、当該案件が重要事実に該当するかを適時開示規則等によって確認しております。
重要事実に該当する場合、あるいは該当しないが投資家にとって有用な情報と判断した場合には、情報開示委員会で審議の上、開示を決定し、速やかに開示しております。

3．重要事実の管理
適時開示までの間における重要事実の取り扱いにつきましては、「インサイダー取引防止規則」により、事業支援センター長を管理責任者として重要事実にかかる情報（以下、重要情報）の伝達を制限するなど、その管理方法を定めるとともに、重要情報を知った役職員による公表前の株式等の売買を禁止しております。社内研修等で「インサイダー取引防止規則」の周知徹底を図り、役職員によるインサイダー取引の防止に努めております。

【参考資料：模式図】

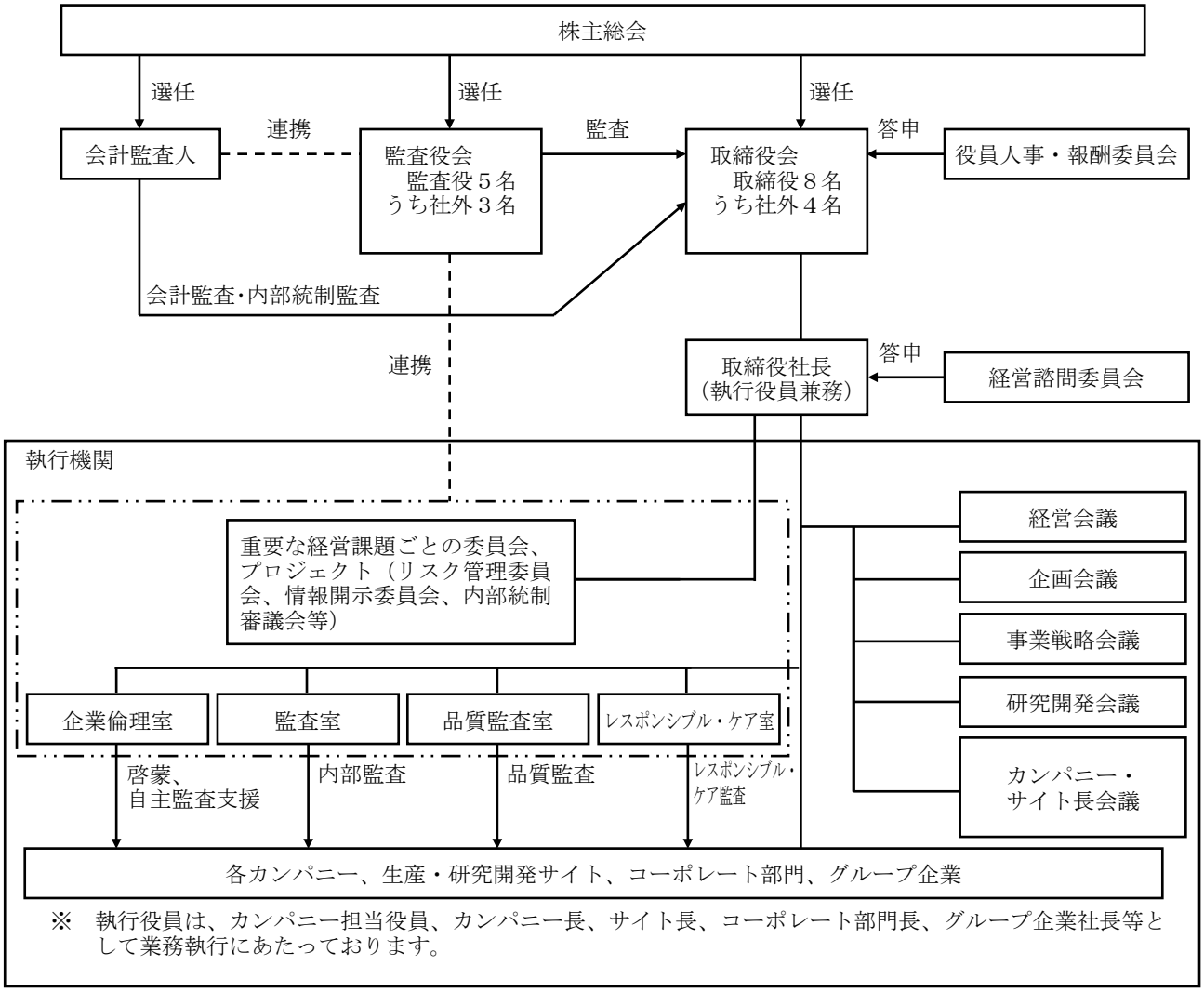
株主総会
選任
選任
選任
会計監査人
連携
監査役会
監査役５名
うち社外３名
監査
取締役会
取締役８名
うち社外４名
答申
役員人事・報酬委員会
会計監査･内部統制監査
連携
取締役社長
(執行役員兼務)
答申
経営諮問委員会
執行機関
重要な経営課題ごとの委員会、プロジェクト（リスク管理委員会、情報開示委員会、内部統制審議会等）
経営会議
企画会議
事業戦略会議
研究開発会議
カンパニー・
サイト長会議
企業倫理室
監査室
品質監査室
レスポンシブル・ケア室
啓蒙、
自主監査支援
内部監査
品質監査
レスポンシブル・
ケア監査
各カンパニー、生産・研究開発サイト、コーポレート部門、グループ企業
※　執行役員は、カンパニー担当役員、カンパニー長、サイト長、コーポレート部門長、グループ企業社長等として業務執行にあたっております。